

特定非営利活動法人東京ベルズ 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人東京ベルズという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区代々木二丁目23番1号 ニューステイ
トメナー462号室に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、高齢者とその周辺に暮らす人々を主とする一般市民に対し、コンサート、学習会、葬儀という集いの場に、音楽鑑賞と合唱の機会を提供する聴衆参加型、参加者相互交流型の催しの実施や支援をすることで、人の生命の大切さ、人とのつながりの大切さを感じさせ、心豊かで健康的な生活の実現と、明るい社会の建設に貢献、寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) のどピコ体操コンサート事業
(誤嚥性肺炎への注意喚起と予防に関する情報を提供する訪問型コンサート)
- (2) ハッピーヴォイスデーチャリティコンサート事業
(健康増進に寄与する発声法、歌唱法の教育と、災害支援やその他の資金援助のためのチャリティコンサート事業)
- (3) 歌う音楽葬／カーテンコール事業
(式典で音楽鑑賞と参加型合唱を行い、参列者の健康増進と友好関係の再構築の機会を提供する葬儀執行の支援事業)
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 物品販売事業
 - (2) 各種イベント・放送番組への出演事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名すること

ができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事全員は、この法人を代表する。

- 2 理事長は、会の業務を総理する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べるこ

と。

(任期等)

第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、役員を総会で選任するため、後任の役員が選任されていない場合に限り、定款で定められた任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 19 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回事業年度末日後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 14 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、緊急の場合については、総会出席者の 2 分の 1 の同意により議題とすることができる。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 資 産

（資産の構成）

第 37 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第 38 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の 2 種とする。

（資産の管理）

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 会 計

（会計の原則）

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第 41 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の 2 種とする。

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 6 月 1 日に始まり、翌年 5 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に提示して行う。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第 54 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 55 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雑 則

(細 則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	高牧康
副理事長	花岡伸子
理 事	村上みゆき
理 事	古谷恵理
理 事	白井恵美子
理 事	小林栄一
理 事	松並 寿
理 事	丸谷俊弘
理 事	伊藤正文
監 事	高牧恵里

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 30 年 8 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 29 年 5 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定

めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金	正会員	個人	10,000 円		
		団体	10,000 円		
	賛助会員	個人	なし		
		団体	なし		
(2)年会費	正会員	個人	12,000 円		
		団体	12,000 円		
	賛助会員	個人	5,000 円 (1 口)	2 口以上	
		団体	10,000 円 (1 口)	2 口以上	

1 事業実施の方針

高齢期の過ごし方について、厚生労働省が広報誌『厚生労働』2021年11月号の中で「フレイル（衰え）」は、「可逆性という特性があることから、自分の状態と向き合い、予防に取り組むことでその進行を緩やかにし、健康に過ごせていた状態に戻すことができる」と述べている。そして、予防で掲げている柱は3つで、①「良好な栄養摂取」②「身体活動（運動）」そして③「社会参加」である、としている。

当法人も「のどピコ体操」という②「身体活動（運動）」と絡めながら、参加型コンサートの実施や、書籍発刊、ソーシャルメディアを活用した動画コンテンツの配信という手法を用いて、誤嚥の注意喚起とオーラルフレイルの予防法を中心とした①「良好な栄養摂取」に関する情報提供を行ってきた。

そうした中、新型コロナ感染症が人と接触することを避けさせてきたこともあって、受益者は出かける、集い合う、という行動が減少し、居宅にて個人的にできる通販の活用、ソーシャルメディアの閲覧という手法によって、情報やサービスを受けるという生活行動を選択してきた。この傾向は、掲げている柱の③「社会参加」を遠ざけるものとなり、三位一体型のフレイル予防の推進を妨げる要因と考える。

「のどピコ体操」も三位一体型によって相乗的に効果を得られることから、集い合う機会を支援する取り組みとして、「歌う音楽葬/カーテンコール」事業を発案、準備を行ってきた。これは葬儀の多様化を活用した、あらたな集いの場の提供と、遠ざかった高齢者との新たな接点を見出す試みである。

古来より葬儀は多くの人が集い合い、構成も高齢者が多い。しかし、核家族化、都市化、そして新型コロナの感染予防という生活行動の変化に伴い、小規模化、簡略化される傾向が多くなった。これは参列者の減少、すなわち社会参加の一つの場を奪うことにもなる。

一方で、この動向は無宗教による自由葬、墓石を建てない樹木葬など、葬儀の多様化という、弔いのありかたの見直し、問い直しにもつながってきた。逆説的に捉えれば、既存の葬儀は小規模化へと進んでいくが、多様な葬儀、新たな弔いの形を社会参加の場に行える可能性が出てきたとも考えられる。

合唱は歌唱のなかでも、集う、声を合わせる、ということから身体的心理的側面から相乗的に良い効果をもたらす。さらに、葬儀という特別な場であって、命の尊厳について団体的に向き合うことができるので「社会参加」の重要性を再認識させる機会とすることができる。

今年度より「歌う音楽葬/カーテンコール事業」を、事業の種類に加え、参列者も共に歌うという、参加者交流型の葬儀の実施や支援をすることで、人の生命の大切さから「自らの状態と向き合い」、人とのつながりの大切さを感得させ、「社会参加」の重要性を訴求する活動を展開していく方針である。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用 4,450 千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
のどピコ体操コンサート事業	①「のどピコ体操」で誤嚥の原因、喉のフレイルを予防しよう。 IN 横浜市本牧原地域ケアプラザ	①令和7年 9月16日	①横浜市本牧原地域ケアプラザ多目的ホール	①5名	①横浜市本牧原地域の高齢者	①40名	①50
	②のどピコ体操コンサート IN 一般社団法人あぶらむの会	②令和7年 10月11日	②岐阜県高山市 一般社団法人あぶらむの会施設	②10名	②高山市、飛騨市、市民、あぶらむの会会員	②200名	②800
	③のどピコ体操コンサート西東京市高齢者支援課	③令和7年 11月13日	③西東京市 田無アスタ専門店街イベントスペース	③10名	③西東京市市民	③200名	③100
	④カーテンコールチャンネル/演奏サンプルコンテンツ制作	④令和7年 7月6日 8月24日	④ノアスタジオ新宿及び当法人事務所	④10名	④一般市民及び葬儀関係者	④1,000名	④1,500
	⑤カーテンコールプロモーション用リーフレット制作	⑤令和7年 8月30日	⑤当法人事務所	⑤5名	⑤一般市民及び葬儀関係者	⑤1,000名	⑤600
ハッピーヴォイスデーチャリティコンサート事業	①公益財団法人修養団「第9回東京ベルズハッピーヴォイスデーチャリティコンサート2025」	①令和7年 12月6日	①渋谷区千駄ヶ谷SYDホール	①10名	①渋谷区内の勤務者、同在住の高齢者及び修養団関係者	①200名	①400
	②公益財団法人修養団「SYD 修養団創立120周年記念式典&フィリピンのゴミ山の子どもたち支援事業	②令和8年 3月21日	②渋谷区代々木オリンピックセンター	②10名	②渋谷区内の勤務者、同在住の高齢者及び修養団関係者	②500名	②400

歌う音楽葬 /カーテン コール事業	①歌う音楽葬/カー テンコール 実施事業	①随時	①東京都内の 葬祭会場	①8名	①葬儀に参 列する高齢 者及び周辺 の人々	①1,000 名	①600
-------------------------	----------------------------	-----	----------------	-----	--------------------------------	-------------	------

(2) その他の事業

(事業費の総費用 36 千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)
物品販売事 業	①のどピコ体操コンサートに於いて ・PHP 研究所発行「60 歳からはじめ る『のどピコ体操』」 ・「歌わない歌」ハミング 音楽動 画ブルーレイ	①令和7年 10月11日	①高山市、飛 騨市、市民、 あぶらむの会 会員	①8名	①10
	②通信販売 ・PHP 研究所発行「60 歳からはじめ る『のどピコ体操』」 ・「歌わない歌」ハミング音楽動画 ブルーレイ ・東京ベルズ CD「雅歌」	②通信販売また は、法人事務所 での販売は随 時。	②通信販売また は、法人事 務所及びのど ピコ体操事 業、ハッピー ヴォイスデー チャリティコ ンサート 事業の実施会 場内にて	②2名	②16
各種イベン ト・放送番 組への出演 事業	①日本経営合理化協会 ██████ お別れの会 における 合唱演奏出演	①令和7年 10月29日	①パレスホテ ル	①10名	①10

1 事業実施の方針

社会参加の場をより拡充し、参加の機会を増やすことで、他者との比較によって自分の状態と向き合い、予防に取り組むことができる。結果、「可逆性」という特性の「フレイル(衰弱)」の進行を緩やかにし、健康に過ごせていた状態に、競いながら戻すことができると考える。

葬儀は特殊な状況ではあるが、ある意味、健康長寿について省みる社会参加の場として捉えることができる。新型コロナ感染予防ということから縮小化、簡素化によって離れていった高齢者を呼び戻す方策が求められる。

いま葬儀は、こうした規模に関するだけでなく様式にも変化をもたらしている。無宗教による自由葬、墓石を建てない樹木葬など、弔いのありかたの見直し、問い直しを経て、多様化への過渡期を迎えつつある。その点からすれば、葬儀のありようによって、新たな社会参加の場として認知される可能性が出てきたとも考えられる。

広く認知を獲得するための情報拡散方法にソーシャルメディアを活用することはこれまでもやってきたが、乱立している情報に埋もれてしまう可能性も高い。それに対し、内容を吟味し、信頼性を高めて広報する手法に新聞、ラジオ、テレビといった、いわゆるオールドメディアの活用がある。「のどピコ体操」事業も、XXXXXXXXXXの著作に「のどピコ体操」の効用を認めてあったことから、ラジオ、テレビ、新聞、雑誌に数多く取り上げられ、知名度が高まったことや、「60歳からはじめるのどピコ体操/PHP 研究所」を出版したことが、現在も協力者となっているパナソニックがホームページに「おうちで始めようのどピコ体操」というページを継続している理由となっている。オールドメディアはどの出版社から出したかにもよるが、こうした書籍に対して取材の対象とすることが多い。

「歌う音楽葬/カーテンコール」はこれまでの音楽葬に、参列者による合唱参加を加えた自由葬の一つであるが、従来の様式へのとらわれ、また、葬儀自体への関心が遠のいていることから、広く認知を獲得するためには、オールドメディアの力を借りることが適当だと考える。こうしたオールドメディアの活用を戦略的に考えた時、書籍の出版は効果的である。

書籍の内容のねらいは次のとおりとする

1. 葬儀をはじめとするさまざまな集いへの参加を促す
2. 歌う音楽葬を通じて自分の状態と向き合い、命の尊厳について団体的に向き合うことを促す
3. 合唱は歌唱の中でも身体的心理的側面から相乗的に良い効果をもたらすことを訴求する。

これらを、準備期の令和7年度、実施期の令和8年度での実績内容を織り込んだ内容とする。そして、この書籍をチャリティー事業にて販売し収益をチャリティーとし、社会参加の別の機会の場として、のどピコ体操コンサートへの誘引を行う。

この出版物に対し、また、亜種の出現を避けるために、書籍の制作という役務のある第41類において商標登録を行うことができた。

また、のどピコ体操コンサート事業や、ハッピーヴォイスデーチャリティーコンサート事業については、一般社団法人あぶらむの会との協働により、岐阜県高山市の当該施設にて、実施を計画している。今後、高山市医師会、国際ソプロチミスト高山などの団体との協働も計画している。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用 5,300 千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
のどピコ体操コンサート事業	①のどピコ体操コンサート IN一般社団法人あぶらむの会	①令和8年 10月9日	①岐阜県高山市 一般社団法人あぶらむの会施設	①10名	①高山市、飛騨市、市民、あぶらむの会会員	①200名	①600
ハッピーヴォイスデーチャリティコンサート事業	①一般社団法人あぶらむの会 「第1回チャリティーコンサート」 後援(予定) 高山市医師会、 国際ソロプチミスト高山	①令和8年 6月7日	①岐阜県高山市 一般社団法人あぶらむの会施設	①10名	①高山市、飛騨市、市民、あぶらむの会会員	①200名	①600
	②公益財団法人修養団 「第9回東京ベルズハッピーヴォイスデーチャリティコンサート2025」	②令和8年 12月5日	②渋谷区千駄ヶ谷 SYD ホール	②10名	②渋谷区内の勤務者、同住の高齢者及び修養団関係者	②200名	②400
歌う音楽葬/カーテンコール事業	①カーテンコールチャネル/演奏サンプルコンテンツ制作	①令和8年 7月1日	①ノアスタジオ新宿及び当法人事務所	①10名	①一般市民及び葬儀関係者	①1,000名	①600
	②カーテンコールチャネル演奏/サンプルコンテンツ制作	②令和8年 9月1日	②ノアスタジオ新宿及び当法人事務所	②10名	②一般市民及び葬儀関係者	②1,000名	②600
	③歌う音楽葬/カーテンコール実施事業	③随時	③東京都内の葬祭会場	③8名	③葬儀に参列する高齢者及び周辺の人々	③1,000名	③100
	④歌う音楽葬/カーテンコールの本出版制作	④令和8年 6月30日	④当法人事務所	④10名	④一般市民及び葬儀関係者	④2,000名	④2,400

(2) その他の事業

(事業費の総費用 36 千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
物品販売事業	①のどピコ体操コンサート IN 一般社団法人あぶらむの会での即売会 ・PHP 研究所発行「60 歳からはじめる『のどピコ体操』」 ・「歌わない歌」ハミング 音楽動画ブルーレイ	①令和 8 年 10 月 9 日	①高山市、飛騨市、市民、あぶらむの会会員	①8 名	①20
	②通信販売 ・PHP 研究所発行「60 歳からはじめる『のどピコ体操』」 ・「歌わない歌」ハミング音楽動画ブルーレイ ・東京ベルズ CD「雅歌」	②通信販売または、法人事務所での販売は随時。	②通信販売または、法人事務所及びのどピコ体操事業、ハッピーヴォイスデーチャリティコンサート事業の実施会場内にて	②2 名	②16

令和7年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 東京ベルズ

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費		276,000		0	276,000
受取会費	276,000				
2 受取寄附金		8,000,000		0	8,000,000
受取寄附金	8,000,000				
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金	0		0		
4 事業収益		1,430,000		550,000	1,980,000
のどピコ体操コンサート事業収益	100,000				
チャリティコンサート事業収益	330,000				
歌う音楽祭／カーテンコール事業	1,000,000				
物品販売事業収益			50,000		
各種イベント等事業収益			500,000		
5 その他の収益		100		0	100
受取利息	100				
経常収益計		9,706,100		550,000	10,256,100
【B】 経常費用					
1 事業費		0		0	0
(1) 人件費					
給料手当					
役員報酬					
退職給付費用					
福利厚生費					
(2) その他経費		4,450,000		36,000	4,486,000
旅費交通費	800,000				
交際費	235,000		10,000		
寄付金	50,000				
保険料	15,000		10,000		
消耗品費	100,000		5,000		
車両費	200,000				
燃料費	50,000				
高速費	100,000				
物品原価					
練習会場費	400,000				
コンサート(レコーディングを含む)経費	2,200,000				
印刷製本費	200,000				
イベント費			11,000		
雑費	100,000				
事業費計		4,450,000		36,000	4,486,000
2 管理費		0		0	0
(1) 人件費					
給料手当					
役員報酬					
退職給付費用					
福利厚生費					
(2) その他経費		705,004		0	705,004
通信費	165,664				
地代家賃	22,000				
水道光熱費	22,000				
租税公課	1,200				
広告宣伝費	275,500				
雑費	218,640				
管理費計		705,004		0	705,004
経常費用計		5,155,004		36,000	5,191,004
当期経常増減額 【A】－【B】・・・①		4,551,096		514,000	5,065,096
【C】 経常外収益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額 【C】－【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③		514,000		-514,000	
税引前当期正味財産増減額 ①+②+③・・・④		5,065,096		0	5,065,096
法人税、住民税及び事業税・・・⑤				70,000	
前期繰越正味財産額・・・⑥					11,538,823
次期繰越正味財産額 ④－⑤+⑥					16,533,919

令和8年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 東京ベルズ

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費		276,000		0	276,000
受取会費	276,000				
2 受取寄附金		4,000,000		0	4,000,000
受取寄附金	4,000,000				
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金	0		0		
4 事業収益		1,830,000		50,000	1,880,000
のどピコ体操コンサート事業収益	500,000				
チャリティコンサート事業収益	330,000				
歌う音楽祭／カーテンコール事業	1,000,000				
物品販売事業収益			50,000		
各種イベント等事業収益					
5 その他の収益		100		0	100
受取利息	100				
経常収益計		6,106,100		50,000	6,156,100
【B】 経常費用					
1 事業費		0		0	0
(1) 人件費					
給料手当					
役員報酬					
退職給付費用					
福利厚生費					
(2) その他経費		5,300,000		36,000	5,336,000
旅費交通費	800,000				
交際費	285,000		10,000		
寄付金	50,000				
保険料	15,000		10,000		
消耗品費	100,000		5,000		
車輛費	200,000				
燃料費	50,000				
高速費	100,000				
物品原価					
練習会場費	400,000				
コンサート(レコーディングを含む)経費	1,200,000				
印刷製本費	2,000,000				
イベント費			11,000		
雑費	100,000				
事業費計		5,300,000		36,000	5,336,000
2 管理費		0		0	0
(1) 人件費					
給料手当					
役員報酬					
退職給付費用					
福利厚生費					
(2) その他経費		705,004		0	705,004
通信費	165,664				
地代家賃	22,000				
水道光熱費	22,000				
租税公課	1,200				
広告宣伝費	275,500				
雑費	218,640				
管理費計		705,004		0	705,004
経常費用計		6,005,004		36,000	6,041,004
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		101,096		14,000	115,096
【C】 経常外収益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③		14,000		-14,000	
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④		115,096		0	115,096
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
前期繰越正味財産額・・・⑥					16,533,919
次期繰越正味財産額④－⑤+⑥					16,579,015